

【記載例 3】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和 3 年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和 3 年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がない場合）

- | | | | | |
|-------------------|-------------|----------|----------------|--|
| 1 「不動産所得」の金額 | | | | |
| ・ 「収入金額」 | 17,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 10,000,000円 | |
| 2 「給与所得」の金額 | | | | |
| ・ 「収入金額」 | 8,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 6,100,000円 | |
| 3 給与所得に係る「源泉徴収税額」 | | | 76,000円（年末調整済） | |
| 4 「繰越損失額」 | | | △12,450,000円 | |

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。
この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って源泉徴収票等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

(単位は円)		種類	青色	分庫	国出	損失	修正	特異の表示	整理番号	電話	目七	郵便	携帯
収入金額等	事業等	区分	⑦										
	業	区分	⑧										
	不動産	区分	④										
	利	子	⑤										
	配	当	⑥										
	給	与	⑥										
	公的年金等	⑦											
	雑	業務	⑧										
	その他	⑨											
	総合譲渡	短期	⑩										
長期	⑪												
一時	⑫												
合	計	⑬											
所得金額等	事業等	①											
業	業	②											
不動産	③												
利	子	④											
配	当	⑤											
給与	区分	⑥											
公的年金等	⑦												
雑	業務	⑧											
その他	⑨												
⑦から⑨までの計	⑩												
総合譲渡・一時	⑪												
合	計	⑫											
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬											
小規模企業共済等掛金控除	⑭												
生命保険料控除	⑮												
地震保険料控除	⑯												
寡婦、ひとり親控除	区分	⑰											
勤労学生、障害者控除	⑱												
配偶者(特別)控除	区分	⑲											
扶養控除	区分	⑳											
基礎控除	㉑												
⑬から㉑までの計	㉒												
雑損控除	㉓												
医療費控除	区分	㉔											
寄附金控除	㉕												
合	計	㉖											
所得金額	課税される所得金額	㉗											
税	上の㉗に対する税額	㉘											
金	配当控除	㉙											
の	政党等寄附金等特別控除	㉚											
計	住宅耐震改修特別控除等	㉛											
算	引所得税額	㉜											
他	災害減免額	㉝											
	再引所得税額(基準所得税額)	㉞											
	復興特別所得税額	㉟											
	所得税及び復興特別所得税の計	㊱											
	外国税額控除等	㊲											
	源泉徴収税額	㊳											
	申告納税額	㊴											
	予定納税額(第1期分・第2期分)	㊵											
	第3期分の税額	㊶											
	納められる税額	㊷											
	還付される税額	㊸											
	公的年金等以外の合計所得金額	㊹											
	配偶者の合計所得金額	㊺											
	専従者給与(控除)額の合計額	㊻											
	青色申告特別控除額	㊼											
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊽											
	未納付の源泉徴収税額	㊾											
	本年分で差し引く繰越損失額	㊿											

⑬欄から㉔欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から㉔欄の記載を省略することができます。

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額等・合計」㉔欄は、①欄から⑥欄、㉑欄及び㉒欄の合計額(16,100,000円)から「措法41の5による繰越損失額」(△12,450,000円)を差し引いた残額(3,650,000円)を記載します。